

所管部課名	観光・シティセールス課	担当者	内田 一樹					
事務事業名	観光イベント事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下							
令和 2 年度 予算額	2,970 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	2,970 千円	千円				
	指標名	目標値		目標年度				
成果指標①	クリスマスイベント等の観客数	5,000		令和 7 年度				
成果指標②								
補助対象者	川内駅前イルミネーション事業実行委員会							
補助対象経費	(1) イルミネーションの購入及び装飾に係る経費 (2) クリスマスイベント等の実施に係る経費 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、川内駅前イルミネーション事業の実施に当たり必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	川内駅前イルミネーション事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	川内駅前イルミネーション事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。							
上記項目の積算方法	イベント実施団体からの要望及び、実績による							
補助を 過去 3 カ年 の事業（団体） 等の 決算状況	項目	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	953,006	23.2%	934,957	22.8%	966,823	23.5%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	953,006	23.2%	934,957	22.8%	966,823	23.5%
		市補助金	2,970,000	72.3%	2,970,000	72.3%	2,970,000	72.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)	187,210	4.6%	203,455	5.0%	172,851	4.2%
	計	4,110,216	100.0%	4,108,412	100.0%	4,109,674	100.0%	
	支出	事業費	3,906,761	95.1%	3,935,561	95.8%	3,940,408	95.9%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	203,455	4.9%	172,851	4.2%	169,266	4.1%
計	4,110,216	100.0%	4,108,412	100.0%	4,109,674	100.0%		
支出計/前年度支出計			100.0%		100.0%			
自己資金/前年度自己資金			98.1%		103.4%			
翌年度繰越金/市補助金	6.9%		5.8%		5.7%			
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	4100		4,200		4,400			
成果指標の推移②	-		-		-			
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成 2 9 年度「現状のまま継続」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント等を実施するなど、観光客を呼び込めるよう取り組まれない。 ・ 他市の事例を参考に、カラフルなイルミネーションに取り組むなど、配色に工夫されたい。 <p>【前回評価への回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点灯式のほか、ステージショー、川内駅前ミニ屋台村を開催し、集客に努めている。 ・ イベントコンセプトや会場全体のイメージを考慮して検討していく。 <p>【事業のPR方法】ポスター、広報紙、T J かごしま、FM さつませんだい、SNS 等を活用して周知している。</p> <p>【費用対効果】地域活性化のイベントとして貢献している。</p> <p>【補助事業以外の事業】特になし</p> <p>【その他】特になし</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	川内駅前イルミネーション事業は、市街地の観光振興事業であり、冬の風物詩として定着してきており、不特定多数を対象とした事業として公益性が高い。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地域活性化を目指していることから、自立していくまでの間、一定の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	観光交流人口増加に向けて、市民のニーズに合致したものになっている。 川内駅前イルミネーション事業を通じて市外からの観光客を増やす取組みは有効である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域に根ざしたイベントである必要がため、川内駅前イルミネーション事業実行委員会を補助対象者とするのが適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	自主的運営へ誘導していくが、当面は交付要領規定の効果指標による事業成果を分析していく必要がある。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	交付要領に補助対象経費を規定している。更なる自主財源確保に努力すべきである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 今後、自主的運営へ誘導していくが、当面は交付要領規定の効果指標による事業成果を分析していく必要があるため、現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 引続き、自主財源確保にも努力してもらう。		≪まとめ≫

川内駅前イルミネーション事業補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市観光交流部関係補助金等交付要綱（平成 24 年薩摩川内市告示第 204 号）第 2 条の表に掲げる川内駅前イルミネーション事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 川内駅前イルミネーション事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、観光の振興及び地域の活性化に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第 3 条 川内駅前イルミネーション事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第 4 条 川内駅前イルミネーション事業補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) イルミネーションの購入及び装飾に係る経費
- (2) クリスマスイベント等の実施に係る経費
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、川内駅前イルミネーション事業の実施に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第 5 条 川内駅前イルミネーション事業補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 9 月 30 日とする。

(交付の基準)

第 6 条 川内駅前イルミネーション事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に川内駅前イルミネーション事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 川内駅前イルミネーション事業補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第 8 条 川内駅前イルミネーション事業補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、クリスマスイベント等の観客数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第 9 条 川内駅前イルミネーション事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光交流部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。